

# 指定都市の「令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての要望(通称:青本)」について

## 1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望 (通称:青本)」とは

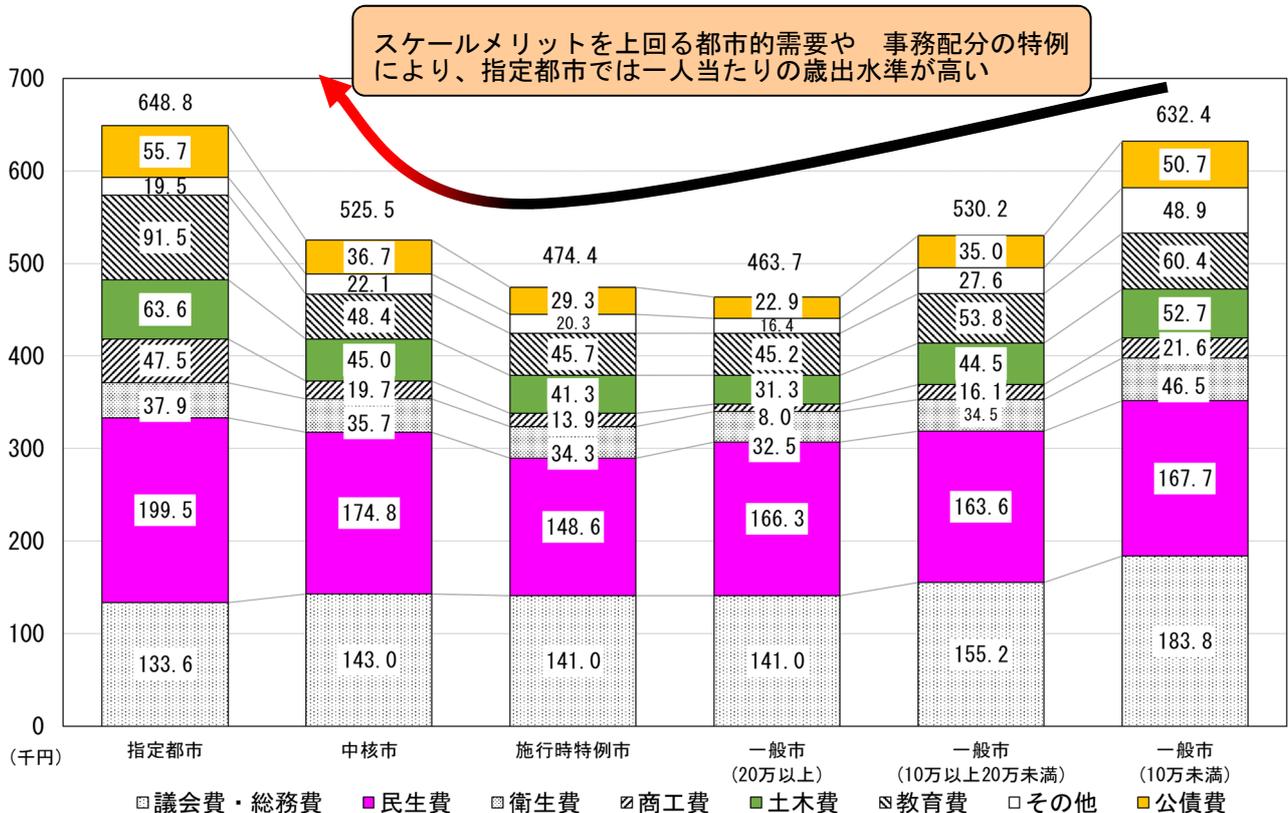
大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、中・長期的な観点から、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。この青本を使って、主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて、例年10月から11月に、幹事市の市長・議長による要望や、各市担当委員会の委員による党派別要望の形で要望を実施しています。

## 2 青本要望の背景(厳しい大都市の財政状況)

### (1) 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより効率的な財政運営が可能になると言われています。しかし、指定都市では、都市インフラの整備・維持や安全・安心の確保、福祉施策など多様な都市的課題などへの対応により大都市特有の財政需要が顕在化し、人口一人当たり歳出額は大きくなっています。

【地方自治体の区分に対応した歳出構造(人口一人当たり歳出額)】



\*令和2年度市町村別決算状況調より

注1 中核市:人口20万人以上の市のうち、政令で指定を受けた市。保健所設置や養護老人ホーム設置認可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。

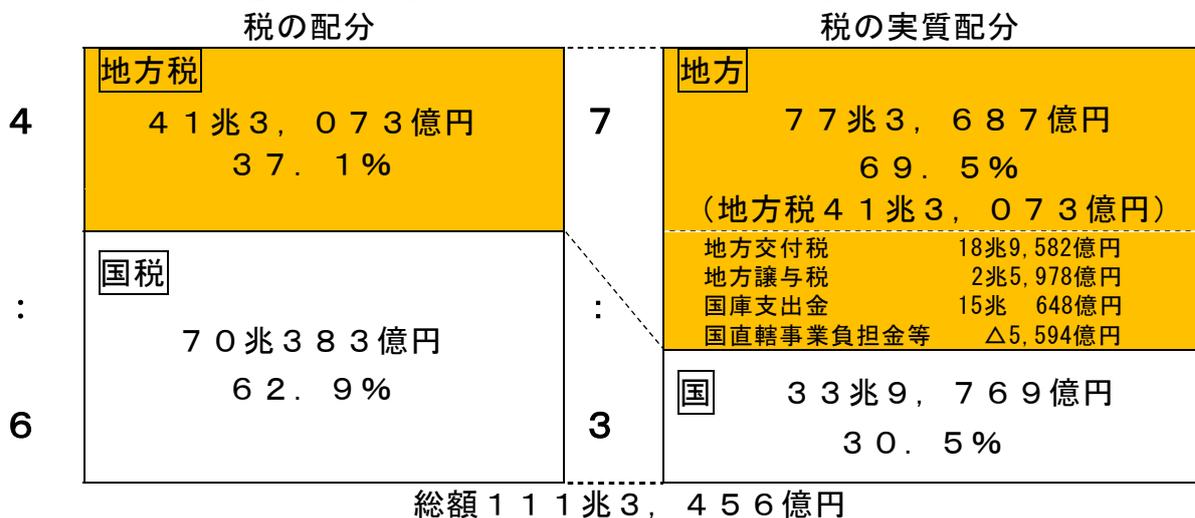
注2 施行時特例市:特例市制度廃止(平成27年度)以降も中核市に移行しなかった市。土壌汚染指定区域の指定や土地区画整理組合の設立の許可等の事務について、都道府県から権限移譲を受けて実施することができる。

## (2) 配分割合の低い市域内税収

### ① 国・地方における税の配分状況

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離があります。

【国・地方における税の配分状況（令和4年度）】

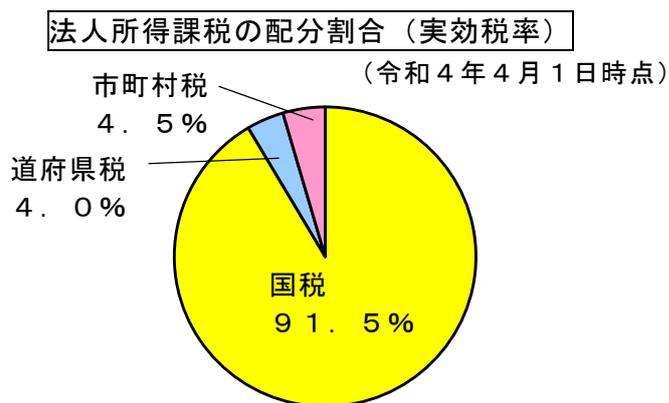
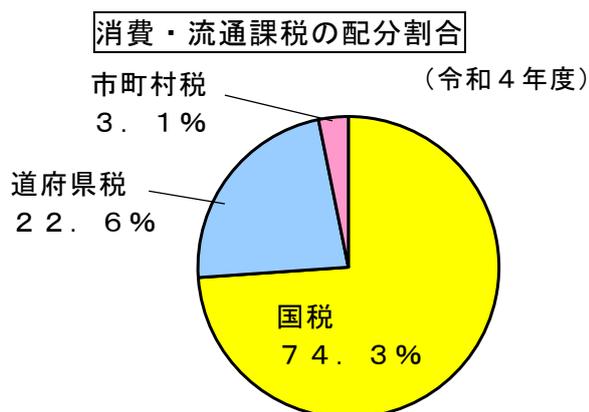


注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

### ② 都市税源の配分割合の状況

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかしながら、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税について、指定都市も一般市町村と同じ配分であるため、配分割合が極めて低くなっています。

【都市税源の配分状況（令和4年度）】



- 注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。  
 3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.5%に過ぎない。  
 4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

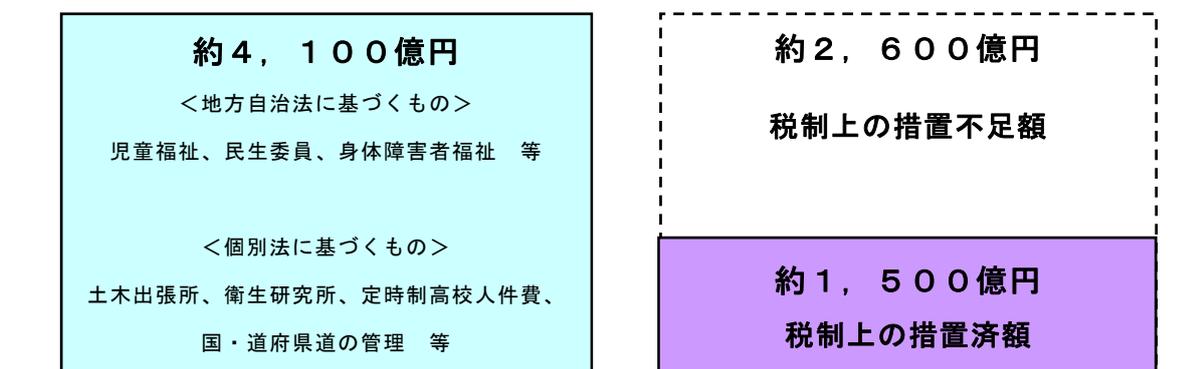
- 注 1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。  
 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。  
 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

### ③ 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っていますが、必要な財源については、税制上の措置が不十分です。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

#### 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額（令和4年度予算による概算）】



道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する税制上の措置

注 道府県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

### (3) 厳しい財政状況

指定都市では、多額のインフラ整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高も突出して高い水準となっています。また、地方債償還額も大きく実質公債費比率は高い水準にあります。一方で、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっています。



**大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など  
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要**

### 3 地方税財政に関する国の動向

<p>令和2年7月17日</p> <p>令和2年12月21日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太方針）閣議決定</b></p> </div> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、記載内容が絞り込まれた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方歳出水準等、記載のない項目についても、骨太方針2019を踏まえ、着実に実施することとされた</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>3年度政府予算案公表</b> 一般財源総額について交付団体ベースで2年度を上回る額を確保（<b>一般財源総額62.0兆円（対前年度+0.2兆円）</b>）するとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制（<b>5.5兆円（対前年度+2.3兆円）</b>） ※令和2年9月に総務省が公表した臨時財政対策債の見込み額は6.8兆円</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに「地域デジタル社会推進費」を計上するとともに、感染症対応業務に従事する保健師の増員や、緊急自然災害防止対策事業費の増額等を地方財政計画の歳出へ適切に計上し、交付団体ベースでの<b>一般財源総額を増額確保</b></li> </ul>
<p>令和3年6月18日</p> <p>令和3年12月24日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太方針）閣議決定</b></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政健全化の道筋を確かなものとするため、骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げ）を堅持しつつ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その結果を踏まえて、目標年度を再確認する。</li> <li>・ 2022年度から2024年度までの地方歳出水準について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、<b>一般財源総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>4年度政府予算案公表</b> 一般財源総額について3年度を上回る額を確保（<b>一般財源総額62.0兆円（対前年度+0.02兆円）</b>）するとともに、臨時財政対策債を抑制（<b>1.8兆円（対前年度▲3.7兆円）</b>）</p> </div>
<p>令和4年6月7日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針）閣議決定</b></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとされた。</li> <li>・ 他、項目「国と地方の新たな役割分担」において、新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、その内容と成果の見える化を実施した上で成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す、とされた。</li> </ul>

## 4 令和5年度に向けた青本要望について

### 重点要望事項（案）

#### 税制関係

##### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

##### 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。  
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

##### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

#### 財政関係

##### 1 国庫補助負担金の改革

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- ・税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

##### 2 国直轄事業負担金の廃止

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。  
また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

##### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ・地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- ・地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

## 5 令和5年度青本（令和4年度作成）の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、堺市となります。

### (1) 青本の作成

時期	内容
8月5日	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の要望について)
8月中旬頃	財政担当局長会議において原案確定
9月下旬	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の提案事項(最終案)等について)
9月末～10月上旬	各市において市長、議長決裁

### (2) 税財政関係特別委員会 委員長会議

時期	内容
10月上旬～中旬	党派別要望行動の協議、決定

### (3) 要望行動

時期	要望先	要望者
10月中旬～下旬	内閣府・総務省 等	幹事市の市長・議長
10月中旬～下旬	衆議院・参議院総務委員会	幹事市の税財政関係特別委員長
11月上旬～下旬	政党(党派別要望)	各市の税財政関係特別委員

※ 要望行動の実施時期については、現時点での見込みです。今後変更となる場合があります。

(案)

大都市財政の実態に即応する  
財源の拡充についての要望

(令和5年度)

指 定 都 市

# 目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
＜税制関係＞	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
＜財政関係＞	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	17
・要望事項詳細説明	
＜税制関係＞	
1 消費・流通課税の充実	22
2 所得課税の充実（個人住民税）	23
3 所得課税の充実（法人住民税）	24
4 固定資産税の安定的確保	25
5 定額課税の見直し	27
6 税負担軽減措置等の整理合理化	28
＜財政関係＞	
1 国庫補助負担金の超過負担の解消	29
2 地方債制度の充実	30
・資料編	
指定都市の実態について	調整中

## 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務に対する財政需要がありますが、これらの財政需要に対する税制・財政上の十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税導入により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組や、防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進にも多額の費用を要することが見込まれるほか、原油価格・物価高騰への対応など、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長やデジタル技術を活用した地方創生の一層の推進、SDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、長期化する新型コロナウイルス感染症や今後の感染症危機に備えた対応、脱炭素社会の実現、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そのため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要です。

真の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

令和4年10月

指定都市市長会

指定都市議長会

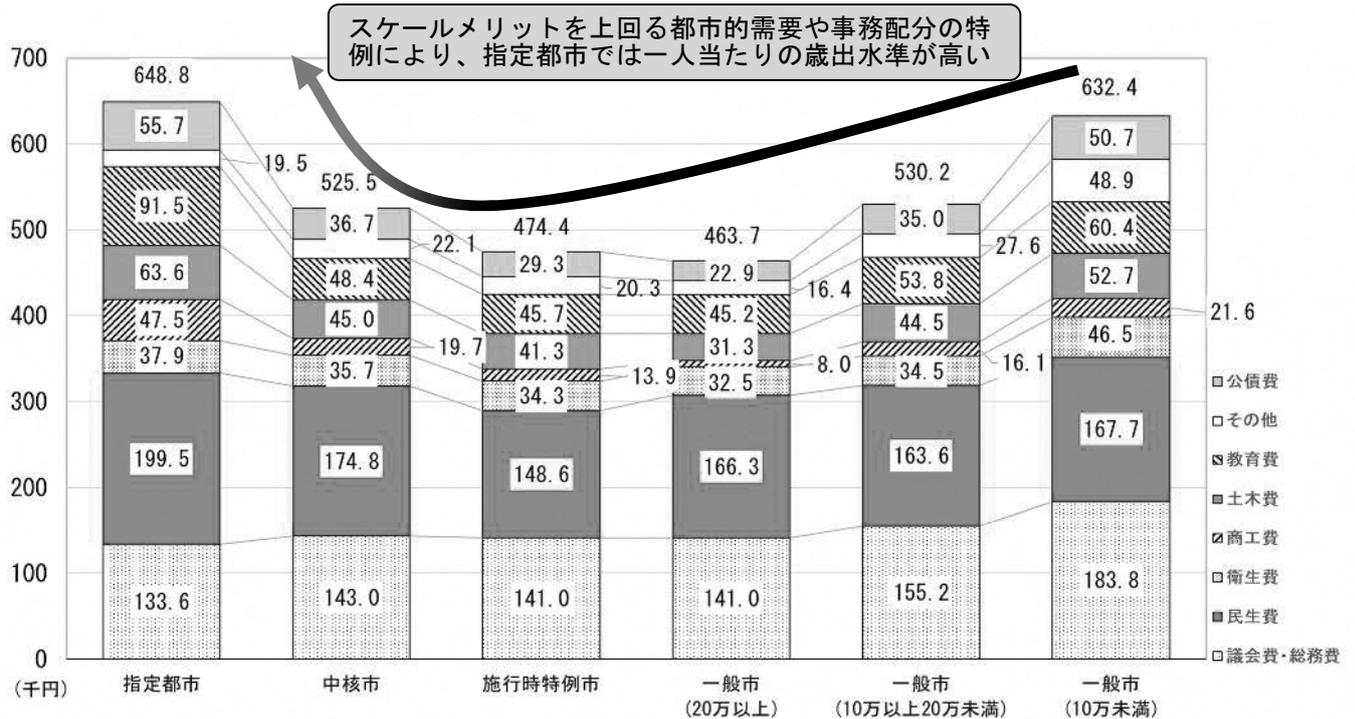
調整中

# 【要望の背景】 厳しい大都市の財政状況

## ① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

【地方自治体の区別歳出構造(人口一人当たり歳出額)】

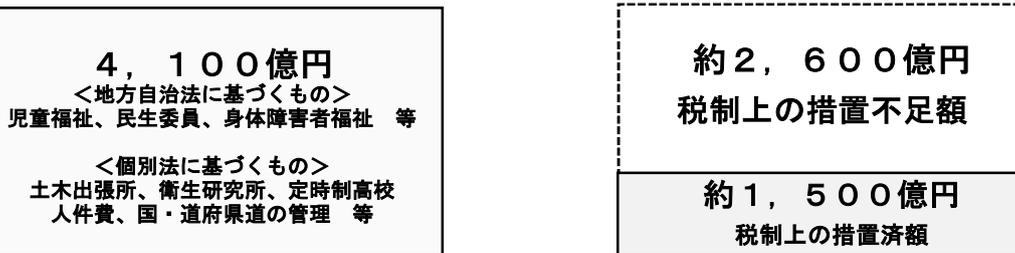


\*令和2年度市町村別決算状況調

## ② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税制上は措置されていない。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費

左の経費に対する税制上の措置

(特例経費一般財源等所要額)

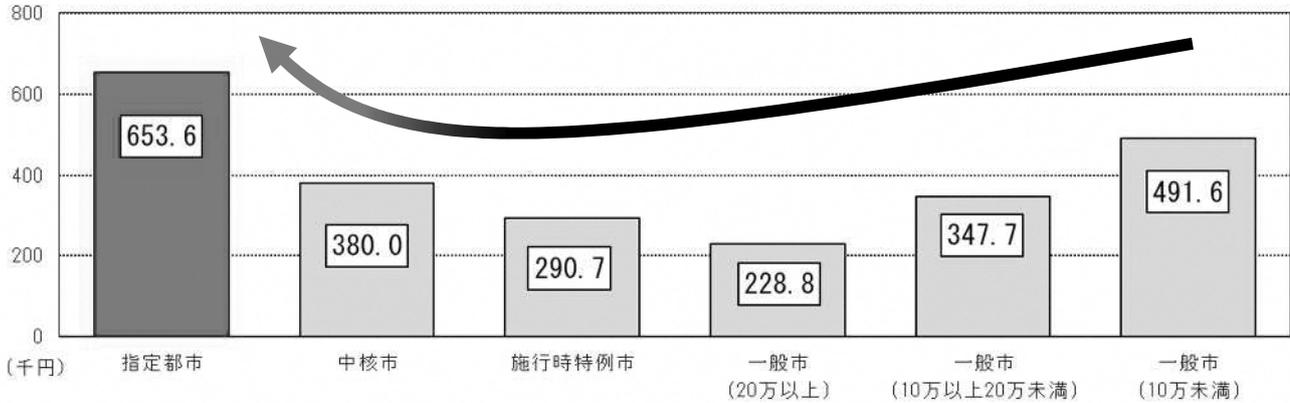
\*令和4年度予算による概算

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

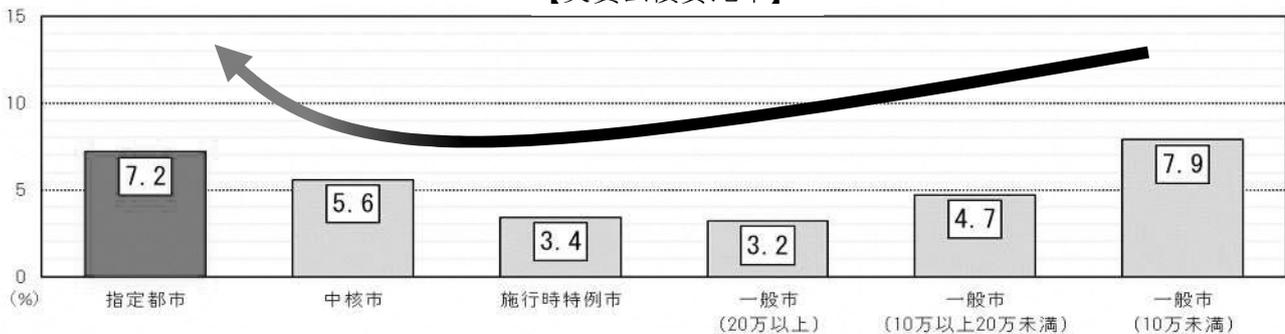
### ③ 厳しい財政状況

指定都市では、多額のインフラの整備が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。更に、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。

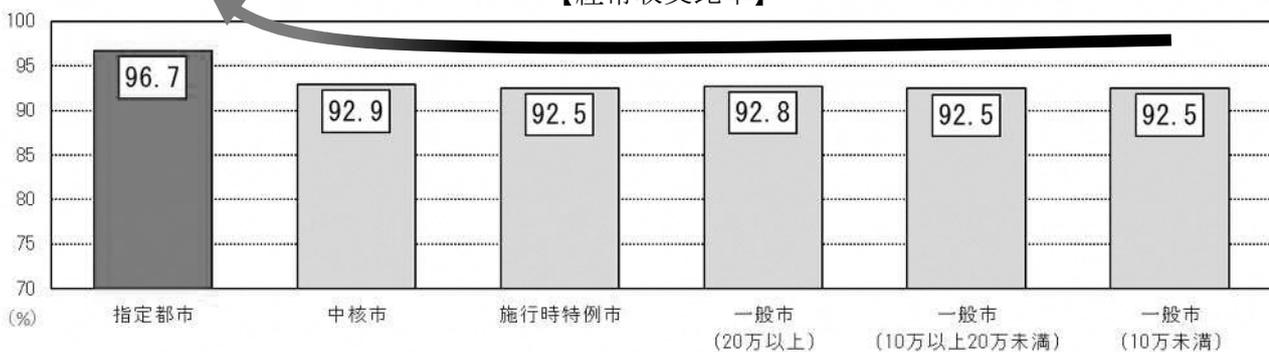
【人口一人当たり地方債現在高】



【実質公債費比率】



【経常収支比率】



\*令和2年度市町村別決算状況調

①大都市特有の財政需要  
による高い歳出水準

②大都市特例事務に係る  
税制上の措置不足

③厳しい財政状況

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など  
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

## 重点要望事項（税制関係）

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

### 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

## 重点要望事項（財政関係）

### 1 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

### 2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

## 要望事項（税制関係）

### 1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

### 2 所得課税の充実（個人住民税）

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

### 3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

### 4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今回の措置は令和4年度限りで確実に終了し、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (3) 償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

## 5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

## 6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性や固定資産税の安定的確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めて抜本的に見直しを行うこと。

### 要望事項（財政関係）

#### 1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

#### 2 地方債制度の充実

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とすること。また、令和4年度から対象となった脱炭素化事業について、新築や建替えも対象に含めること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。



## [重点要望事項詳細説明]

## 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

(2) 地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

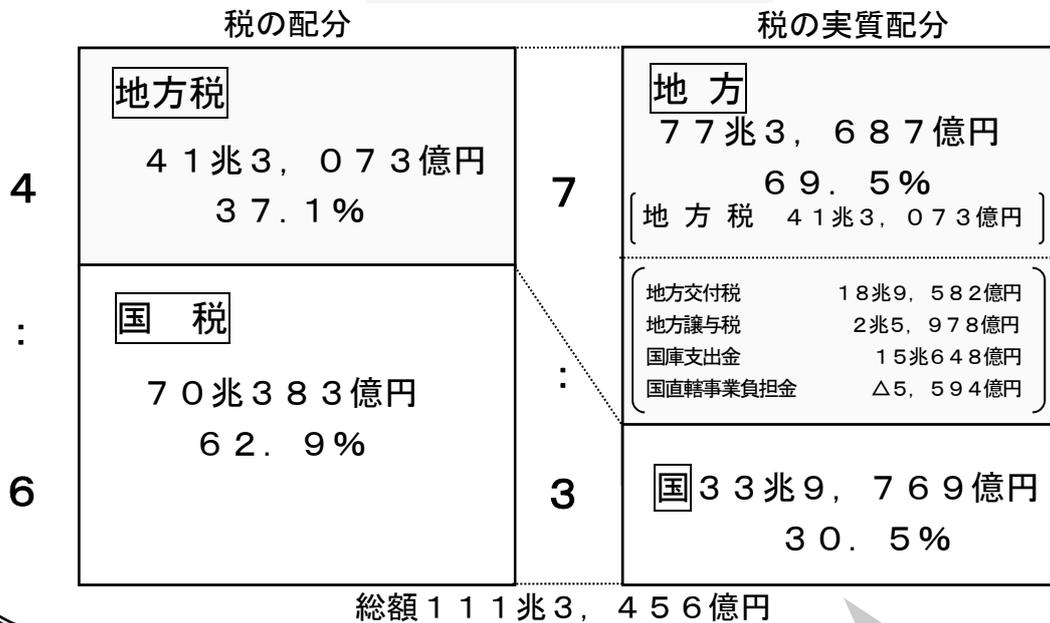
もとより、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

税の配分の  
抜本的な  
是正が必要!

## 国・地方における税の配分状況（令和4年度）

《現 状》

国6：地方4



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

税源移譲

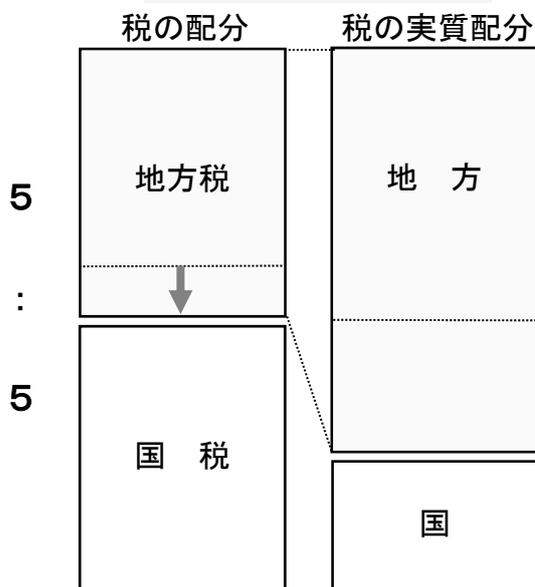
地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

複数の基幹税の  
配分割合の  
大幅な引上げなど

## 真の分権型社会の実現

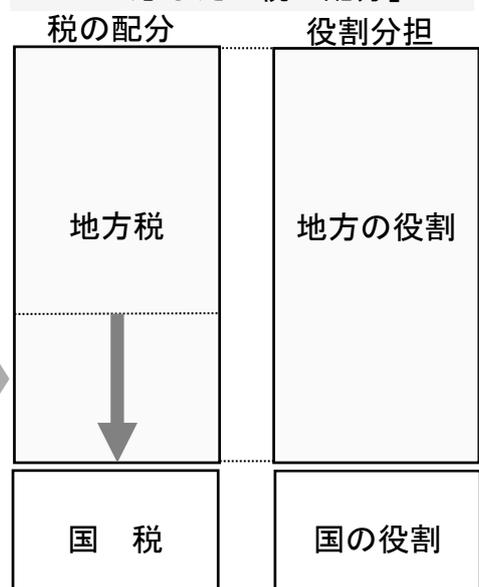
《まずは》

国5：地方5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担  
に応じた「税の配分」



さらなる  
税源移譲

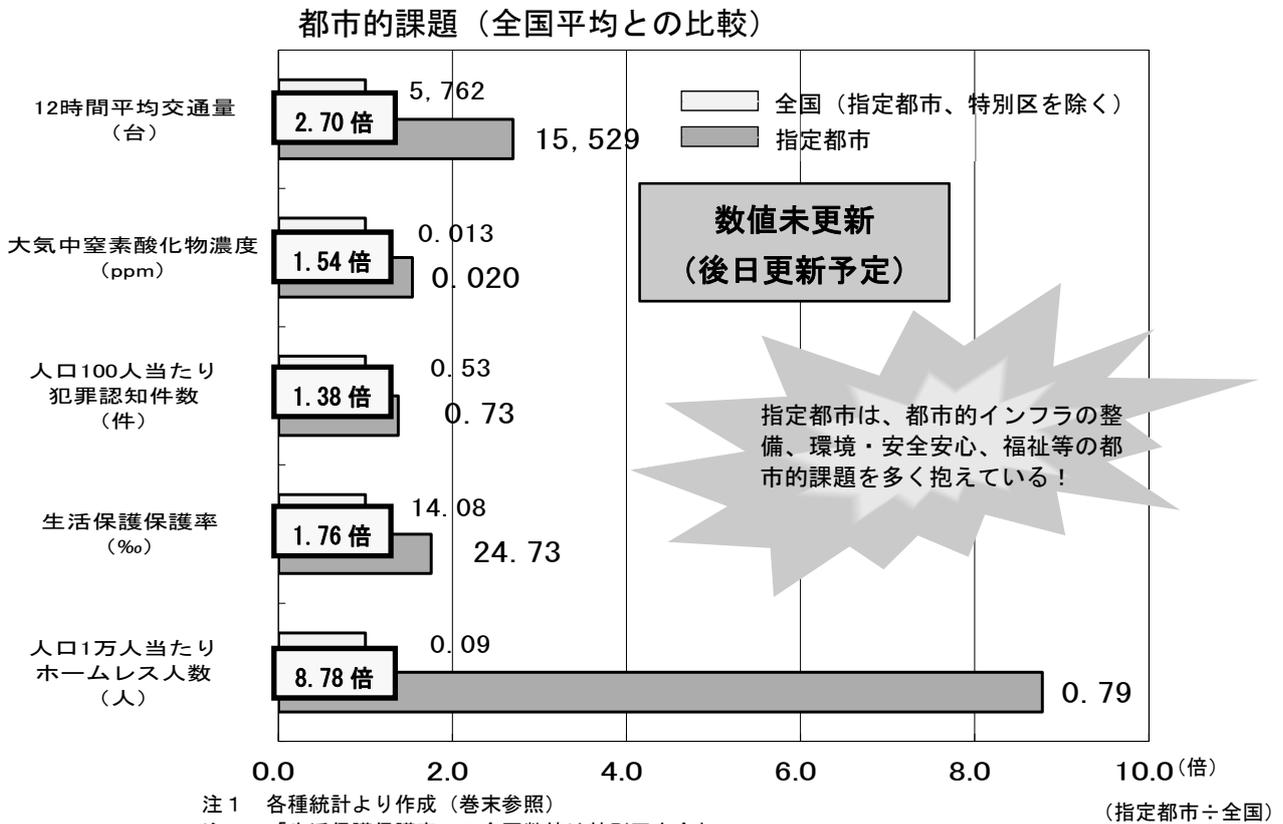
## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

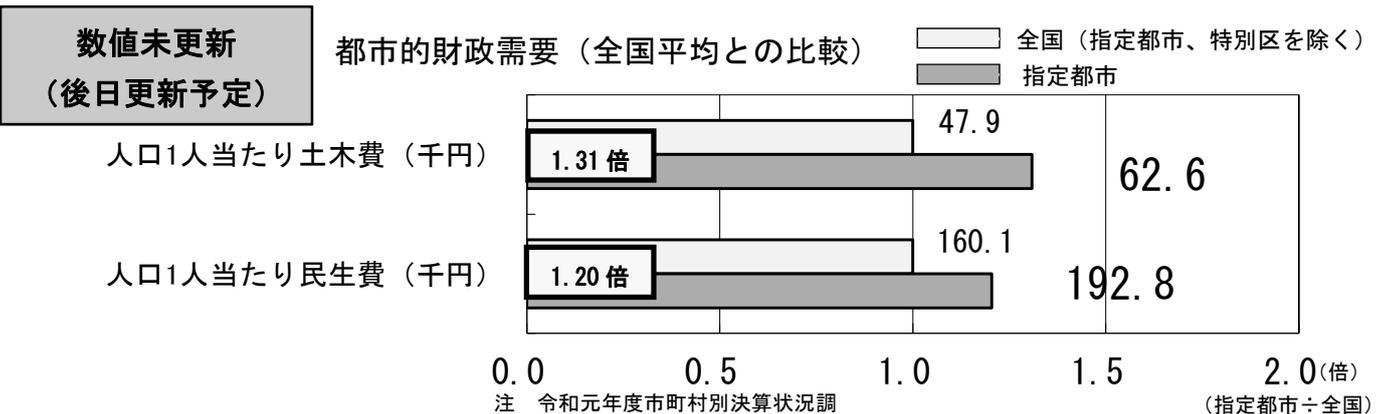
指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充すべきである。



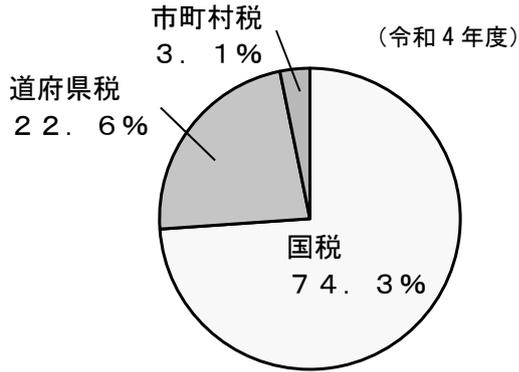
数値未更新  
（後日更新予定）

指定都市は、都市的インフラの整備、環境・安全安心、福祉等の都市的課題を多く抱えている！



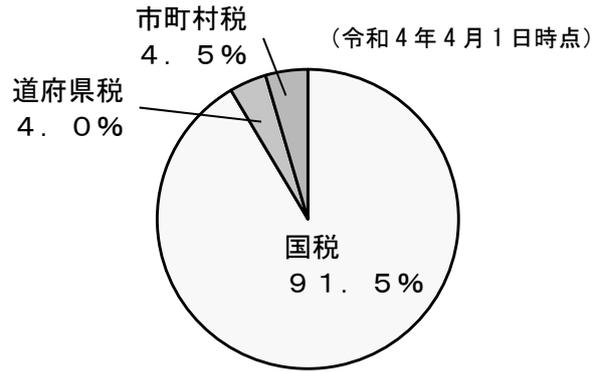
数値未更新  
（後日更新予定）

### 消費・流通課税の配分割合



- 注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。  
 注3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.4%に過ぎない。  
 注4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

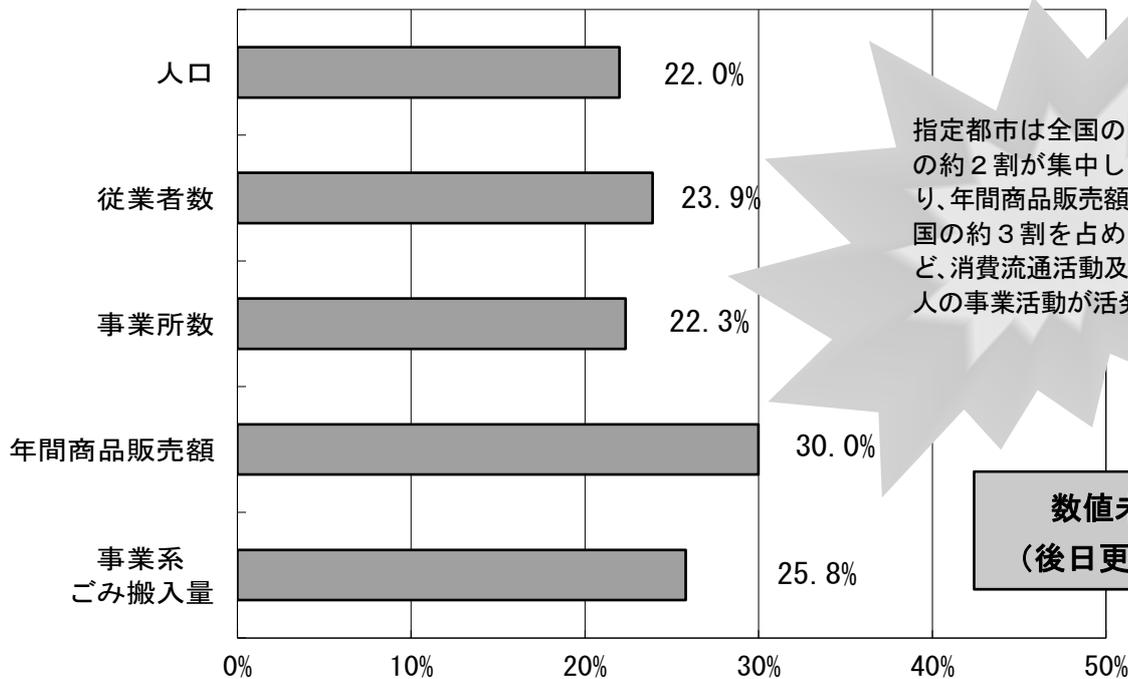
### 法人所得課税の配分割合（実効税率）



- 注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
 注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。  
 注3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。  
 注4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

都市税源の配分割合が  
極めて低い！

### 活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



注 各種統計より作成(巻末参照)

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

#### 受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- ★ その経費は「道府県税として負担」



#### 大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

#### 【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業 ・知的障害者福祉
- ・母子・父子家庭及び寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険 ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉 ・結核予防 ・難病対策 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制

<個別法に基づくもの>

- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国・道府県道の管理 等

## 大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(令和4年度予算による概算)

道府県に代わって負担している  
大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する  
税制上の措置

約4,100億円

<地方自治法に基づくもの>

児童福祉

民生委員

身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの>

土木出張所

衛生研究所

定時制高校人件費

国・道府県道の管理 等

約2,600億円

税制上の  
措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

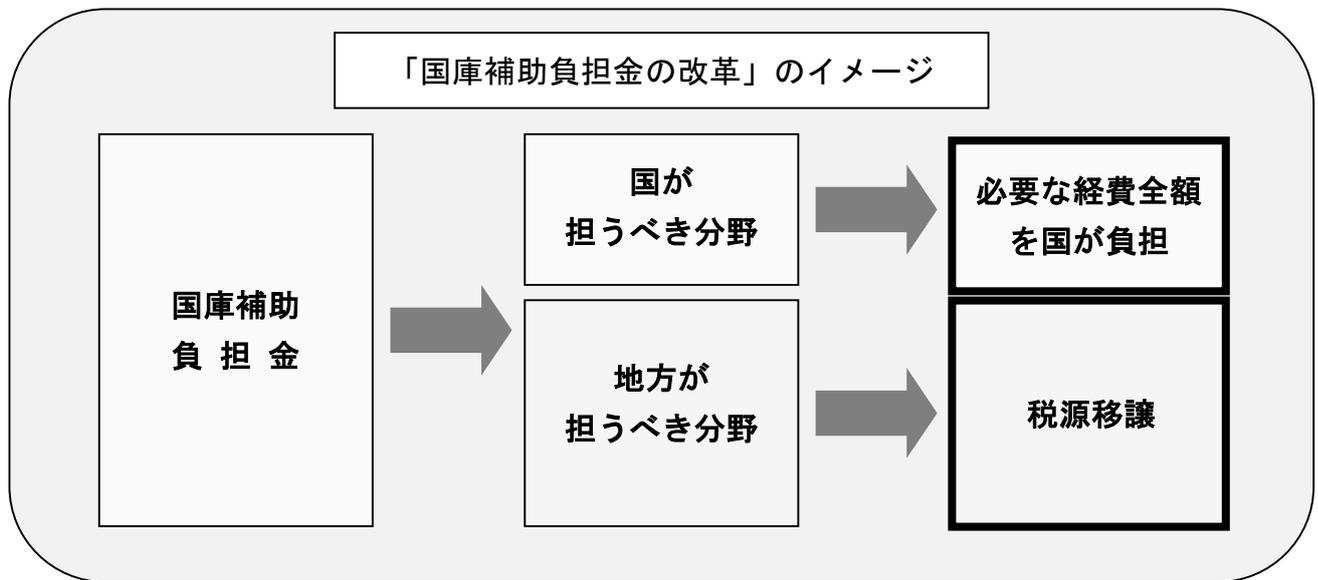
注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

これに加え、道府県から指定都市への  
新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額に  
についても、税制上の措置が必要！！

## 1 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

- (1) 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化、国庫債務負担行為の柔軟な設定等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきでない。



### 税源移譲すべき国庫補助負担金

事項		主なもの	令和4年度予算額
奨励的補助金 (地財法第16条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	9,123億円
	経常	子ども・子育て支援交付金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,004億円
	義務	地域生活支援事業費等補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,476億円
国庫負担金 (地財法第10条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆3,727億円
	経常	森林病虫害等防除事業費補助金	5億円
	義務	義務教育費国庫負担金 子どものための教育・保育給付交付金	3兆244億円
小計			5兆7,579億円
エネルギー対策特別会計		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	485億円
合計			5兆8,064億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

## 2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていないため不十分である。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において、考え方が何ら示されていない状況であるため、地方の意見を踏まえ、早急に明示すべきである。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

**国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）**  
 （単位：百万円）

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	106,558	37,420	35.1%
港 湾	61,244	21,888	35.7%
計	167,802	59,308	35.3%

注 指定都市の負担額は令和2年度決算による数値である。

**（参考）国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県等を通じて負担しているもの）**  
 （単位：百万円）

事業名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	33,342	6,365	19.1%
農業農村整備	5,838	42	0.7%
公 園	3,118	257	8.2%
空 港	33,088	3,318	10.0%
計	75,386	9,982	13.2%

注 指定都市の負担額は令和2年度決算による数値である。

### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

- (1) 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。また、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、大都市特有の財政需要のほか、増加傾向にある社会保障関係費、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、防災・減災、国土強靱化等に係る財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。特に、今後の感染症危機に備えた対応を含め、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む追加需要についても、地方財政計画に適切に反映した上で、必要な財政措置を行うべきである。なお、地方交付税を補助金や交付金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は、決して行うべきでない。
- (2) 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確実に地方交付税措置すべきである。
- (3) 地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

## 地方交付税の状況

	平成 15 年度 決定額	令和 3 年度 決定額	増減額	
			増減額	増減率
全国総額	18 兆 693 億円	19 兆 4,085 億円 【17 兆 9,071 億円】	1 兆 3,392 億円 【▲1,622 億円】	7.4% 【▲0.9%】
市町村分	8 兆 908 億円 (6.4 万円)	9 兆 2,243 億円 【8 兆 6,112 億円】 (6.8 万円)	1 兆 1,335 億円 【5,204 億円】	14.0% 【6.4%】
指定都市総額	9,433 億円 (3.6 万円)	9,954 億円 【7,859 億円】 (2.8 万円)	521 億円 【▲1,574 億円】	5.5% 【▲16.7%】

- 注 1 指定都市総額には、平成 16 年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
- 2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和 3 年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。
- 3 市町村分及び指定都市総額の（）内は人口一人当たりの金額
- 4 【】は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等であり、「人口一人当たりの金額」は当該金額を元にして算出したもの。

## 臨時財政対策債の配分状況（令和 3 年度決定額）

### 全国総額

<b>臨時財政対策債</b> 5 兆 4,796 億円 (22.0%)
<b>地方交付税</b> 19 兆 4,085 億円 (78.0%)

### 指定都市総額

<b>臨時財政対策債</b> 7,648 億円 (43.4%)
<b>地方交付税</b> 9,954 億円 (56.6%)

## 臨時財政対策債の発行額及び残高の推移（指定都市総額）

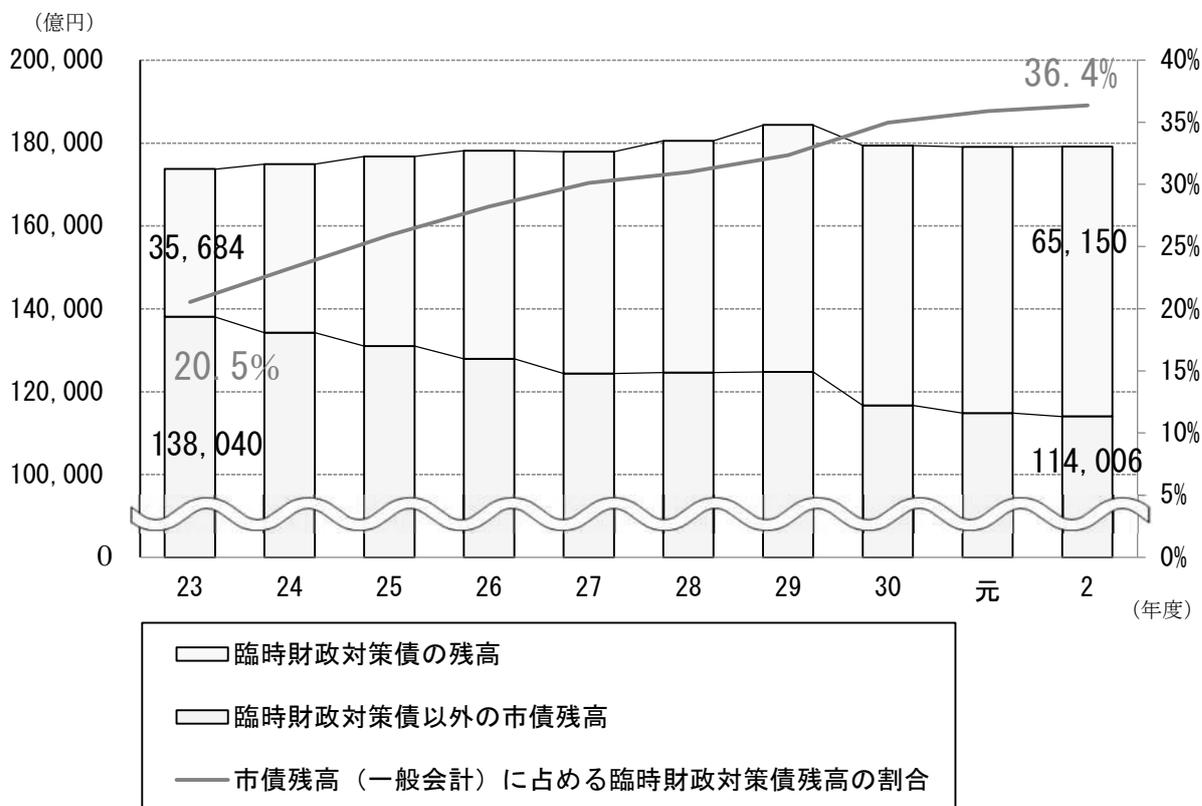
（単位：億円）

	発行額		残高		
	臨時財政対策債	一般会計の市債	臨時財政対策債(A)	一般会計の市債(B)	割合(A)/(B)
平成23年度	6,262	13,130	35,684	173,724	20.5%
平成24年度	6,448	13,402	40,616	174,858	23.2%
平成25年度	6,777	14,252	45,758	176,726	25.9%
平成26年度	6,345	13,185	50,238	178,136	28.2%
平成27年度	5,493	12,640	53,558	177,896	30.1%
平成28年度	4,905	12,040	55,961	180,543	31.0%
平成29年度	6,430	13,644	59,643	184,358	32.4%
平成30年度	6,115	13,338	62,705	179,365	35.0%
令和元年度	4,938	13,226	64,241	179,014	35.9%
令和2年度	4,508	13,084	65,150	179,156	36.4%

注1 各年度の数値は決算額である。

注2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

### 一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合（指定都市総額）



## [要望事項詳細説明]



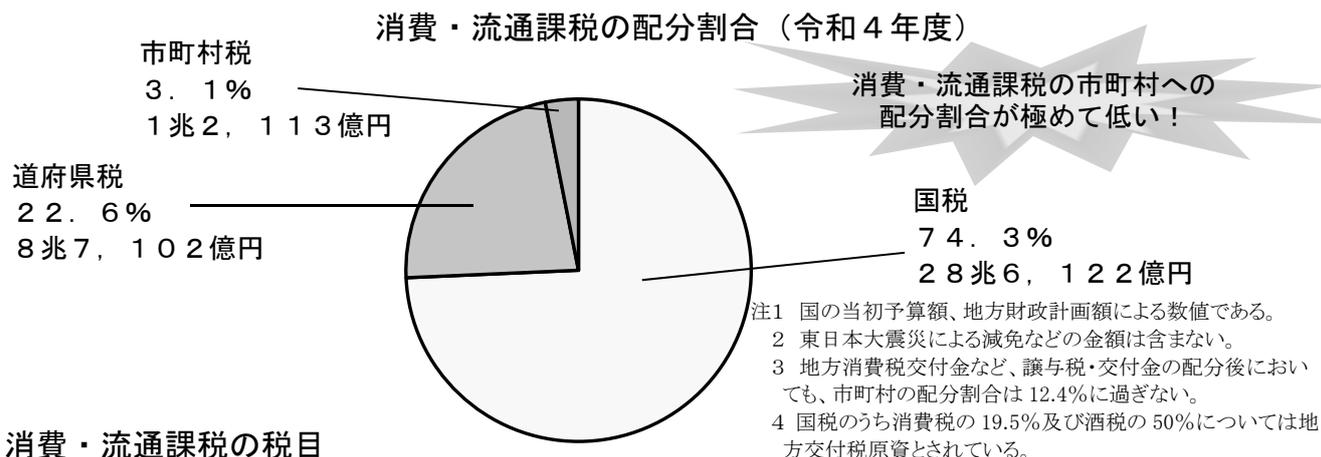
## 1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、市町村への配分割合は3.1%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。



### 消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（*） 石油ガス税（*） 航空機燃料税（*）、石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税（*） 国際観光旅客税 関税、とん税、特別とん税（*） たばこ特別税	地方消費税（※） 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税（※） 軽油引取税（※） 自動車税（※） 鉱区税 狩猟税	軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 入湯税

注（\*）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。  
 （※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

## 2 所得課税の充実（個人住民税）

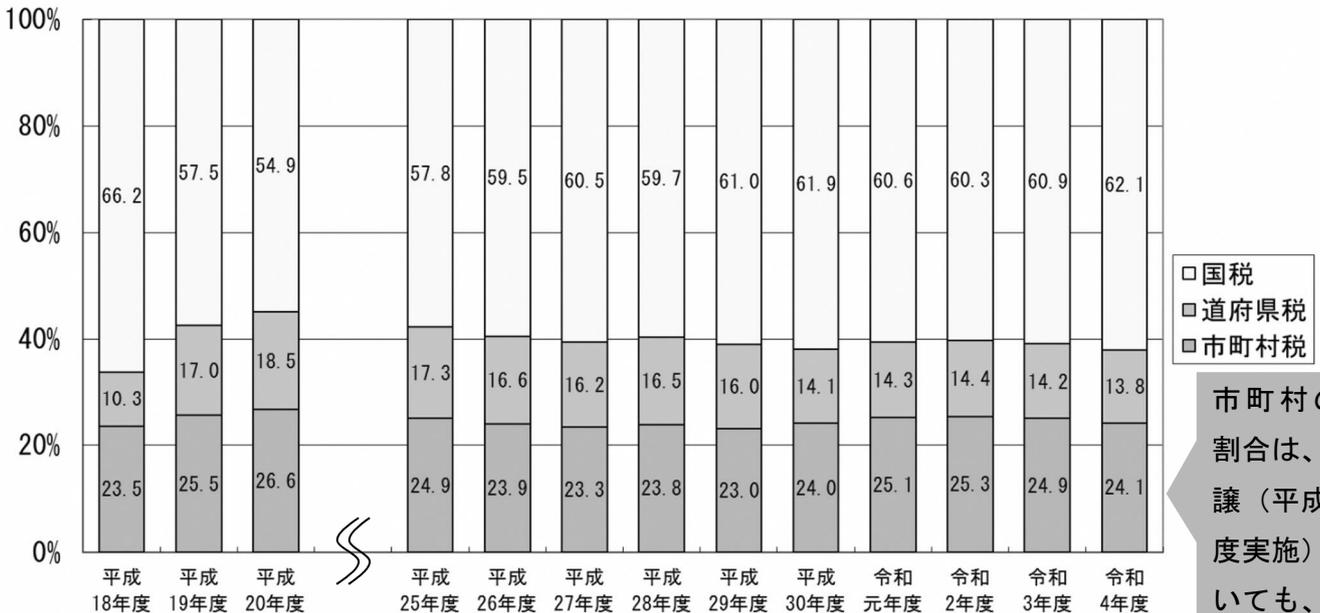
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移している。

したがって、個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

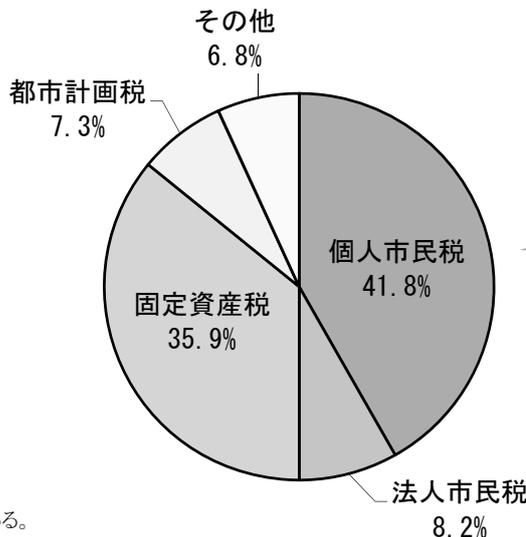
個人所得課税の配分割合の推移（平成18年度～令和4年度）



市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後においても、依然として低い状況で推移している。

注1 平成18年度から令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。  
 注3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（令和2年度）



個人市民税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

注 決算額による数値である。

### 3 所得課税の充実（法人住民税）

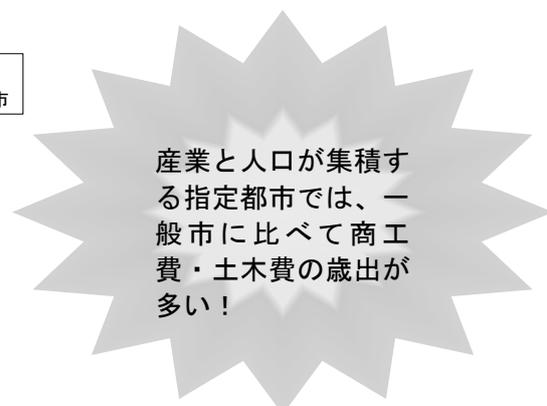
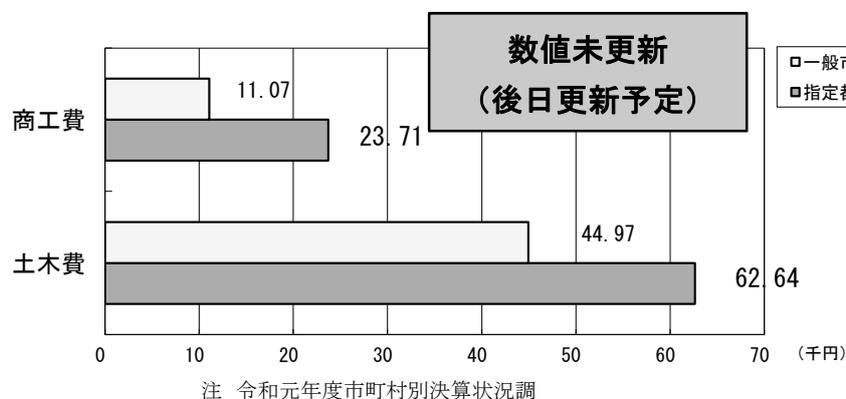
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、4.5%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

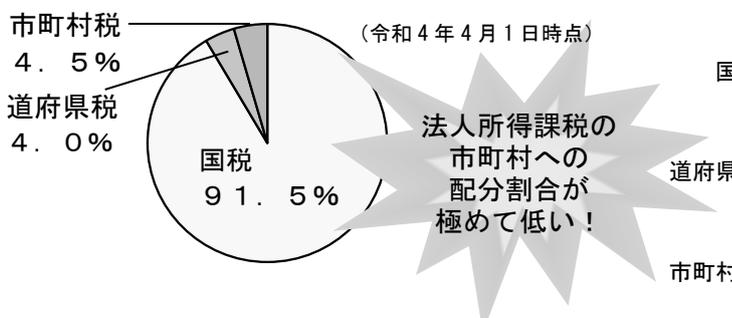
なお、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。その一方で、地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

もとより、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）

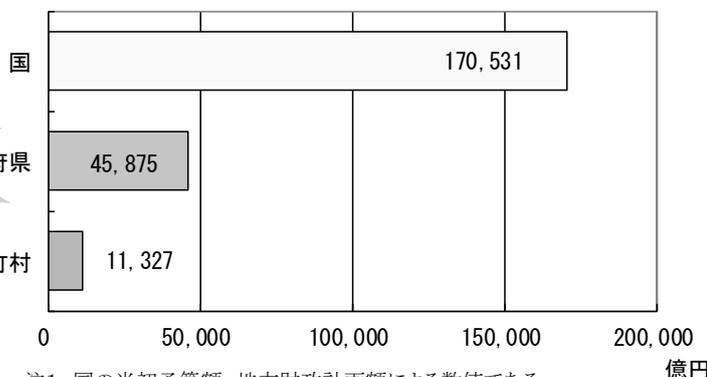


法人所得課税の配分割合（実効税率）



注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。  
 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。  
 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。  
 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

法人所得課税の収入額（令和4年度）



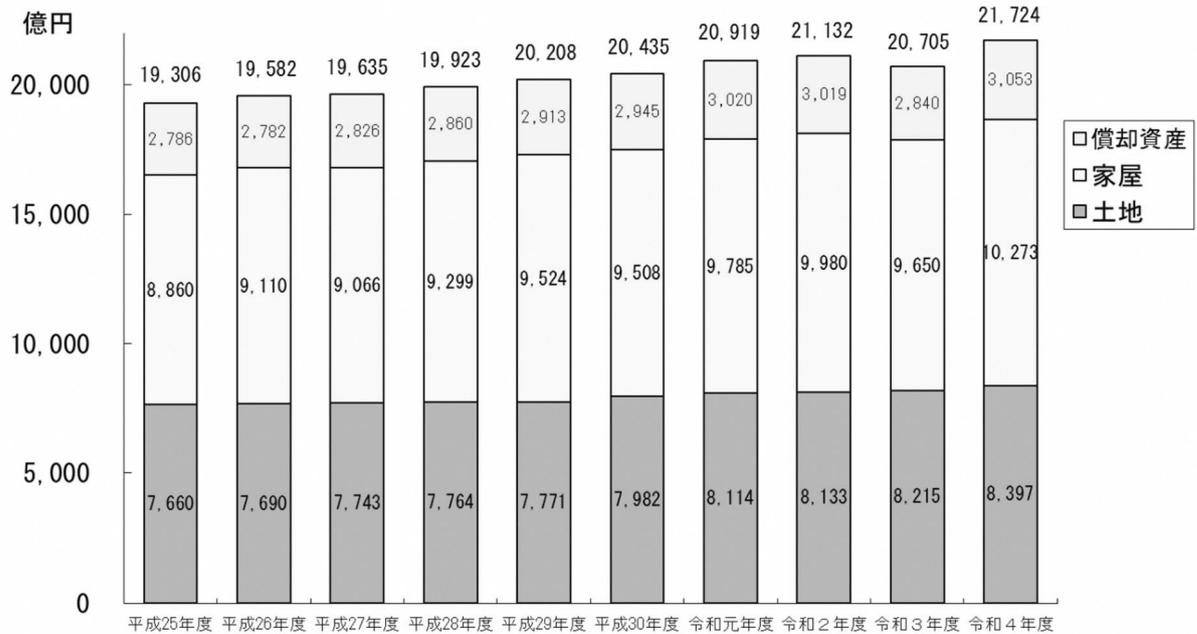
注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。  
 2 国は法人税、地方法人税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。  
 3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

## 4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今回の措置は令和4年度限りで確実に終了し、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (3) 償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

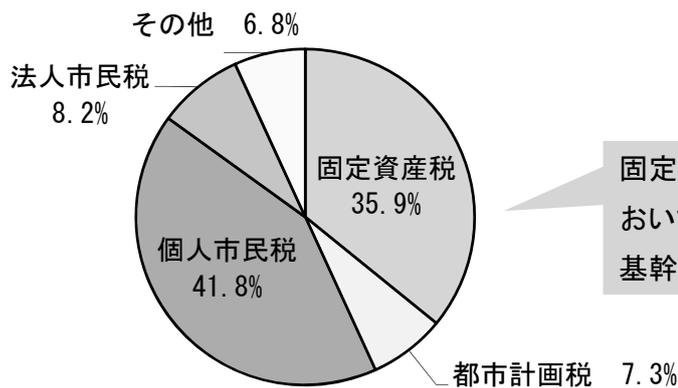
- (1) 固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。
- (2) 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられた。これはあくまで臨時かつ異例の措置であり、国の経済対策については、本来国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。
- (3) 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆8,000億円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことにもなることから、本制度は堅持すべきである。
- (4) 土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

## 指定都市における固定資産税収の推移（平成25年度～令和4年度）



注1 平成25年度から令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は各市の当初予算額による数値である。  
 2 評価替え年度は、平成24、27、30、令和3年度である。

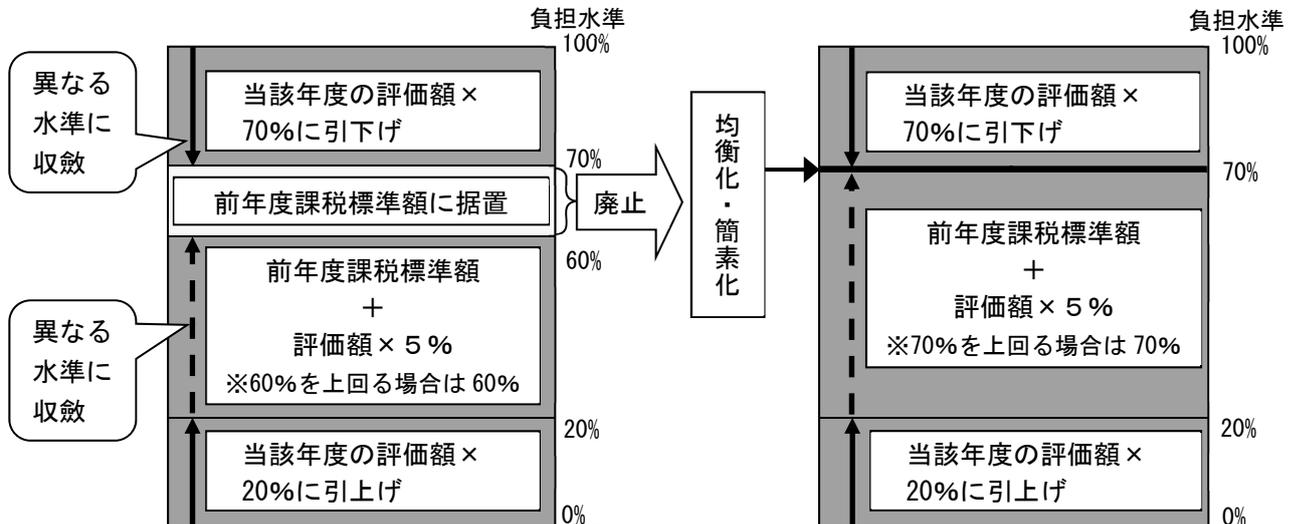
## 指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（令和2年度）



固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

注 決算額による数値である。

### 【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



## 5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税(均等割)等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

したがって、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

### 相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 59 年間据置

区分	税率
入港ごと	20 円/ト
一時納付 (1 年分)	60 円/ト

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

法人市民税 (均等割) 昭和 59 年度から 39 年間据置

資本金等の額	従業者数 50 人以下	従業者数 50 人超
50 億円超	41 万円	300 万円
50 億円以下	41 万円	175 万円
10 億円以下	16 万円	40 万円
1 億円以下	13 万円	15 万円
1 千万円以下	5 万円	12 万円
公益法人など	5 万円	

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 37 年間据置

区分	税率
資産割	600 円/m <sup>2</sup>

注 据置年数については、導入初年度を参入している。

個人市民税 平成 8 年度から 27 年間据置

区分	税率
均等割	3,000 円

注 平成 26 年度から令和 5 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

## 6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性や固定資産税の安定的確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めて抜本的に見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

したがって、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについては、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、廃止・縮減も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。また、見直しに当たっては指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

地方税法における固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等による減収見込額  
(令和2年度)

(単位：億円)

減収見込額	▲ 2, 4 5 9
うち新築住宅に係る税額の減額措置	▲ 1, 0 4 1

注 地方税法第758条第2項の規定に基づき国会に提出されている「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」を基に、固定資産税は税率1.4%、都市計画税は税率0.3%を用いて算出した減収見込額である。

## 1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

### 国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（令和4年度予算）

(単位:億円)

事業	総事業費 ①	単 独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額		超過負担 ⑤ (③-④)	左に対するある べき補助金 ⑤×各補助率
				④	④/③		
保育所等運営費	6,611	369	6,242	5,480	87.8%	762	386
障害者自立支援 給付費	6,906	116	6,790	6,508	95.8%	282	151
小・中学校 校舎建設費	403	85	318	183	57.5%	135	59
小学校	312	71	241	140	58.1%	101	46
中学校	91	14	77	43	55.8%	34	13
小・中学校 屋内運動場建設費	64	6	58	23	39.7%	35	18
小学校	53	5	48	20	41.7%	28	14
中学校	11	1	10	3	30.0%	7	4
合 計	13,984	576	13,408	12,194	90.9%	1,214	614

- 注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和4年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。  
 2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。  
 3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

## 2 地方債制度の充実

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とすること。また、令和4年度から対象となった脱炭素化事業について、新築や建替えも対象に含めること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

- (1) 都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっており、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新などのほか、昨今の大規模災害を教訓として災害に備えることも急務であるため、更に財政的な負担が増す見込みである。

こうした現状を踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債については、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

また、令和4年度に対象事業として追加された脱炭素化事業は施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化の推進に向けては、新築や建替えを含めて施設の環境性能を向上させることが必要であることから、新築や建替えも対象に含めること。

- (2) 将来の公債費負担の軽減を図るため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善及び安定的な資金量の確保を図るべきである。

また、補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

公的資金の利率別借入残高の構成比（令和3年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計）

